

いちのせき 商工会議所ニュース

Vol.620
2020
5

お買い物は
地元商店で!!

特集号

新型コロナウイルス感染症 に関する支援情報

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、多くの事業者には深刻な影響が及んでいます。当所では「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設して、売上減少に伴う資金繰りや従業員の雇用維持のための支援制度の紹介など、皆様からの様々な相談にお応えしています。

本号では、各種支援制度情報をまとめました。

「どのようなメニューがあるの?」「自社でも使えるの?」等、詳しくは当所までご相談ください。

関連施策一覧① <現在利用可能な施策> (令和2年4月27日現在)

② 信用保証

信用保証を強化

支援制度

経営の安定に支障が生じている事業者等が、一般保証とは別枠で借入債務の80～100%の保証を受けられます。



- (1) **セーフティネット保証4号** … 幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠で借入債務の100%を保証。 ※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合
- (2) **セーフティネット保証5号** … 特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証。 ※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合
- (3) **危機関連保証** … 全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して措置。

③ 貸 付

小規模企業共済掛金の範囲内で貸付

新着

これまでに納付した小規模企業共済掛金のうち、総額の7～9割の範囲内で貸付が受けられます。



特例緊急経営安定貸付

- 【利用対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業況の悪化により、最近1ヶ月の売上が5%以上減少（前年または前々年比）した小規模企業共済の契約者
- 【貸付限度額】 2,000万円（納付済掛金の7～9割）
- 【償還期間】 4年または6年（据置期間1年も含む）
- 【貸付利率】 無利子 【担保・保証人】 不要 【償還方法】 6ヶ月ごとの元金均等割賦償還

④ 助 成 金

休業時の賃金等を助成

事業活動の縮小や学校の臨時休業等により、事業者や従業員が休業した場合などに、賃金等の一部に助成を受けられます。



支援制度

小学校等の臨時休業に伴う支援 … 学校の臨時休業等により、(1) 従業員に有給休暇を取得させた企業、(2) 委託を受けた業務を遂行できなかった事業主（フリーランス等）に助成を行う。

- 【支給額】 (1) 休暇中の賃金額 × 10/10（上限 8,330円） (2) 1日当たり 4,100円
- 【適用日】 (1) (2) 令和2年2月27日～3月31日（※今後適用日が延長となる予定）

特例措置

雇用調整助成金の特例（※雇用保険適用事業主が対象となります） … 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業させるなどして労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。（支給要件が一部緩和）

- 【助成率】 中小企業 4/5（※解雇等を行わない場合は 9/10）
- 【支給限度日数】 1年間で 100日（※4月1日～6月30日は、別途助成金を利用可能）

※混雑する場合があるため、事前に電話予約をお願いします。

特集 新型コロナウイルス感染症

① 融 資

無利子・無担保融資

業況が悪化した事業者が、一律金利、金利引き下げ・利子補給等により、実質3年間無利子・無担保の融資を受けられます。



支援制度

(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ① 最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上が5%以上減少している方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担 保】 無担保

【貸付期間】 設備 20 年以内、運転 15 年以内 【うち据置期間】 5 年以内

【金 利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4 年目以降基準金利

中小事業 1.11%→0.21% 国民事業 1.36%→0.46%（※条件によって変動）

※上記のほか、旅館業、飲食業等を対象とした「衛生環境激変対策特別貸付」もあり。

●申請を希望される方は、事前に日本政策金融公庫一関支店または一関商工会議所までお電話をお願いいたします。

●申請の際は、以下の書類等をご準備ください。

- ①借入申込書 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書
- ③最近2期分の確定申告書・決算のコピー ④ご印鑑 ⑤身分証明書（免許証など）
- ⑥事業用の通帳（初めて利用する場合） ⑦ご商売の概要（お客様の自己申告書）
- ⑧法人の履歴事項証明書または登記簿謄本（個人は不要）

(2) 新型コロナウイルス対策マル経

商工会議所の指導を受けた小規模事業者に対し、上限1,000万円、金利を通常貸付金利から▲0.9%引き下げ、据置期間を運転資金3年以内、設備資金4年以内に延長

※経営改善利率 1.21%（令和2年3月2日時点）より3年間▲0.9%引き下げ

●申請に関するお問い合わせは、一関商工会議所経営支援課または各支所までご連絡ください。

(3) 危機対応融資（商工中金）

融資対象、貸付期間等は上記（1）と同様、金利は当初3年間 基準金利▲0.9%、4 年目以降基準金利 1.11%→0.21%（※条件によって変動）

(4) 特別利子補給制度

上記（1）、（2）、（3）の融資を受けた中小企業者のうち、要件を満たす方について、借入後、当初3年間の利子補給を行う ⇒ 併用により、実質3年間無利子に

【適用対象】 ① 個人事業主（小規模に限る）：要件なし

② 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③ 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

〈P2～3の各制度に関するお問い合わせ先〉

	制度名	団体・事務局名	電話番号
① 融 資	新型コロナウイルス感染症特別貸付、特別利子補給制度 危機対応融資、特別利子補給制度	日本政策金融公庫 一関支店 商工中金 盛岡支店	0191-23-4157 019-622-4185
② 信用保証	セーフティネット保証4・5号、危機関連保証	岩手県信用保証協会 一関支所	0191-23-2533
③ 貸 付	小規模企業共済・特例緊急安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構共済相談室	050-5541-7171
④ 助 成 金	雇用調整助成金 学校等休業助成金・支援金	一関公共職業安定所 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター	0191-23-4135 0120-60-3999

混雑する場合があるため、事前に電話で予約をお願いいたします。

関連施策一覧②

<令和2年度補正予算成立後の予定施策> (令和2年4月27日現在)

成立が前提となります

⑥ 給付金

事業に使える給付金

前年同月比で、売上が50%以上減少している事業者が、事業全般に使える給付金を受けられます。



持続化給付金

【支給対象】 新型コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等

【給付額】 法人 200万円、個人事業者 100万円 (※上限)

※ (前年の売上) - (50%以上減少した月間売上 × 12 ヶ月) により算出

【申請方法】 Web 上での申請 (※完全予約制の申請支援窓口を設置予定)

【必要情報】

法 人	個人事業者
①法人番号	①本人確認書類
②2019年の確定申告書類の控え	②2019年の確定申告書類の控え
③減少月の売上を示した帳簿等	③減少月の売上を示した帳簿等

※ 4月最終週をメドに、詳細が確定・公表される予定です。

その他に予定されている支援等

民間金融機関 (銀行・信用金庫など) での実質無利子等融資

県制度融資等の活用により、民間金融機関においても、実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資が開始される予定です。

既往債務の借換

日本政策金融公庫や民間金融機関で既に借入している債務について、実質無利子融資への借換が可能となる予定です。

一関商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆様に対する相談窓口を設置しております。お問い合わせは本所経営支援課 (TEL.23-3434) または各支所までお願いいたします。

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、または右のQRコードよりご確認ください。



短期間農作業のお手伝いをしてみませんか — JAいわて平泉が無料職業紹介 —

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、休業を余儀なくされている事業所の従業員の皆さん、短期間農作業のお手伝いをしてみませんか。JAいわて平泉では、無料職業紹介所「グリーンワーク」を開設しています。一関商工会議所とJAいわて平泉が連携して支援します。

【紹介の内容】

他の仕事をしながら空き時間に農作業をしたい方や土曜、日曜だけ働きたい方など多様な雇用形態に対応できるよう、雇用関係の仲介・斡旋をします。

【お問い合わせ】

当所業務課、またはJAいわて平泉 営農振興課 (TEL.34-4001)

※詳細は、6月号でお知らせします。



特集

※令和2年度補正予算の

⑤ 税金等の猶予

無担保・延滞税なしの納税猶予

2月以降の売上が20%以上減少（前年同月比）した事業者が、申請等により納税が猶予されます。



【特例内容】2020年2月から納期限までの一定期間において、収入が20%以上減少した場合などに（前年同月比）、1年間納税を猶予

【担保】不要 【延滞税】免除

【猶予対象】 国税（法人税、所得税、消費税など） 地方税（固定資産税、住民税など）
社会保険等（厚生年金保険料、国民健康保険など）

※申請が必要な場合や手続きが異なる場合があるため、各お問い合わせ先へ電話等でお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル一覧表 (一関市内各企業の対応例)

※市内の企業で行われている代表的な例を抜粋してお知らせします。

① 予防

- ・手洗い(15秒以上)、うがい、アルコール消毒、マスクの着用の徹底
- ・社内会議は10名未満
- ・従業員と入構者の検温徹底(非接触体温計使用)
- ・休憩室は4人まで
- ・時差出勤の実施
- ・出張の原則禁止(海外、新幹線利用)
- ・業務外行動の制限(懇親会等の自粛)
- ・食堂での私語禁止、隣り合わないように
- ・社員の動線の分け
- ・喫煙室の使用禁止(自家用車での喫煙は可)



②感染が疑われた場合

- 37.5℃以上の発熱者は出勤停止
- 海外からの帰国者は2週間自宅待機
- 同居の者に感染が確認された場合は自宅待機

③感染者が出た場合

- 原則、工場一旦停止、従業員は自宅待機
- 汚染が特定される場所を消毒。清掃完了設備から順次操業再開
- 感染者及び濃厚接触者は2週間の出勤停止
- 対策本部の立ち上げ
- 感染者発生 of ニュースリリースの検討

④その他

- ・制限日数を経過した後、体調に異常がなければ出社可とする
- ・日々の行動記録を残す

〈P4～5の各制度に関するお問い合わせ先〉

制度名		団体・事務局名	電話番号
⑤税金等猶予	国 税(所得税、法人税など)	一関税務署	0191-23-4205
	地方税(県民税、事業税など)	岩手県、一関県税センター	0191-26-1420
	〃 (住民税、国民健康保険など)	一関市役所	0191-21-2111
	厚生年金保険料	一関年金事務所	0191-23-4246
⑥給付金	持続化給付金	中小企業 金融・給付金相談窓口	0570-78-3183

混雑する場合があるため、事前に電話で予約をお願いいたします。

一関市から

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部からお知らせします。

全国的に新型コロナウイルス感染症が広まり、政府は緊急事態宣言（宣言の効力 5月6日まで）を発令しています。

市民の皆様をお願いします。この緊急事態宣言を他人事に捉えることなく自分事に捉えて、一人ひとりが行動に自覚を持ち感染防止に取り組まれるとともに、冷静な対応を取っていただくようお願いします。

市民の感染防止のためには、緊急事態宣言の対象地域とされた7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）などの感染者が多数確認されている地域との行き来を極力控えていただくことが必要です。

また、

- ① 手洗いや咳エチケットの徹底
- ② 換気の悪い「密閉空間」、人が密集している「密集場所」、近距離での会話や発声が行われる「密接場面」の「**3つの密**」を避ける。
- ③ 規則正しい食生活や十分な睡眠などで自らの抵抗力を高めていただくよう心がけてください。

さらに、

- ① 風邪の症状がある、発熱が続いている、だるさや息苦しさがある、味や匂いがしないといった症状のある方、
- ② 「他県に行った」「他県から来た」「他県から帰省した家族がいる」「人の密集する会合に参加した」などに当てはまる方で、同じような症状が出ている方は、

医療機関を直接受診せず、**まずは、一関保健所（☎ 0191-26-1415）に電話で相談**してください。

その後、医療機関を受診する際は、**必ず事前に医療機関に電話をしてから受診**してください。

みんなで力を合わせて、この困難を一緒に乗り越えていくため、引き続きご理解とご協力をお願いします。

3つの密を避けましょう！

① 換気の悪い
密閉空間



② 多数が集まる
密集場所



間近で会話や
発声をする
③ **密接場面**



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。

日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

国税庁から

在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ ～「料飲店等期限付酒類小売業免許」申請のポイント～

令和2年4月
国 税 庁

料飲店等が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、迅速な手続で期限付酒類小売業免許を付与します。

1 料飲店等期限付酒類小売業免許の概要

対 象：料飲店等を経営している事業者

申請期限：令和2年6月30日（火）

免許期限：免許日から6か月

販売対象：既存の在庫をはじめ既存の取引先からの仕入れの販売に限る

※ 「料飲店等期限付酒類小売業免許」に登録免許税は課されません。

飲食店で、在庫のお酒等を臨時的に小売販売できます。



2 提出書類

※ 郵送やe-Taxによる申請も可能です。

- 申請時に提出が必要な書類
 - ・ 酒類販売業免許申請書
 - ・ 申請書 次葉1（販売場の敷地の状況）
 - ・ 申請書 次葉2（建物等の配置図）
 - ・ 住民票写し（法人については法人の登記事項証明書）
- 免許付与後に提出する書類
 - ・ 申請書 次葉3（事業の概要）
 - ・ 申請書 次葉6（「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書）
 - ・ 酒類販売業免許の免許要件誓約書
 - ・ 土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、その他契約書等の写し
 - ・ 地方税（申請者が法人の場合は、「地方法人特別税」を含む。）の納税証明書
 - ・ その他税務署長が必要と認めた書類



様式はこちらから
ダウンロードできます

3 留意事項

- 酒類の仕入れ、販売について帳簿に記帳する義務が課されるほか、販売数量の報告等を行う必要があります。
- 「量り売り」（購入者の希望する酒類を、希望する量だけ販売）や「詰め替え」（あらかじめ別の容器に小分けして販売）をすることができます。
※ 詰め替えを行うためには、一定の手続（届出・表示）が必要です。
- 近隣からインターネットや電話での注文を受けて酒類を宅配することは可能です。しかしインターネット等を利用して2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として酒類を販売することはできません（別途、通信販売酒類小売業免許を取得する必要があります。）。
- 原価割れ販売を禁止する「酒類の公正な取引に関する基準」等を遵守する必要があります。
- 酒類販売管理者を選任等する必要があります。
- 自治体等から各種の要請等がある場合、これに従うことを条件とします。

詳細につきましては、税務署の酒類指導官までお問い合わせください。酒類指導官は全ての税務署には配置されていないので、配置されている担当税務署を国税庁ホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

（ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ お酒に関する情報/ 酒税やお酒の免許についての相談窓口）



室根地区：あきんどふれあい祭、商工バザール他
川崎地区：かわさき夜市、商工まつり他
藤沢地区：ふじさわ商工物産まつり、縄文スタンプラリー他

- ③ 全市連合大売出し事業の協議と実施（全体）
- ④ 商店街活性化のための先進地視察や経営力強化のためのセミナー等実施
- ⑤ 地域商品券事業等の運営支援
 - 1) ポイント(スタンプ)カード事業の運営支援
(商品券・ポイント：大東・千厩・東山・室根・藤沢)
(ポイントのみ：一関・川崎)
 - 2) 新地域カードシステム構築に係る調査研究（全体）
- ⑥ 商業部会員の交流・連携推進
- ⑦ 行政との懇談会の開催
- (2) 建設部会
 - ① 国際リニアコライダー誘致実現に向けた取り組みの推進
ア、誘致実現に向けた市・県・国の議員との懇談会
 - ② 課題解決に向けた調査研究
ア、市内道路整備状況や災害時における迂回路について
イ、観光及びILC（新笹ノ田トンネルの早期実現等）に係るインフラ整備の調査研究
 - ③ 資源・エネルギー循環型社会に向けた調査研究
ア、**県内バイオマス施設の視察研修（新）**
イ、ゴミ焼却処分時の排熱利用について
 - ④ 磐井川堤防改修事業への支援
ア、磐井川堤防改修促進協議会への協力
 - ⑤ 新笹ノ田トンネル整備促進期成同盟会への支援
ア、早期実現に向けた取り組みへの協力
 - ⑥ 建設産業関連団体主催の研修会等への参加
ア、一関市議会建設常任委員等との懇談会
イ、行政への要望活動の実施
 - ⑦ 市の中心市街地活性化ゾーニング構想に係る調査研究
ア、中心市街地の賑わい創出に向けた各種取り組みへの協力
 - ⑧ 定例会及び親睦会の開催
ア、定例会の開催（9月、2月の2回）
A、一関市幹部との懇談会
イ、ゴルフコンペ等の親睦会の開催（春・秋の2回）
- (3) 工業部会
 - ① 自社PRリレー開催と会員交流の推進
 - ② 国際リニアコライダー誘致実現に向けた取り組みの推進
 - ③ 農商工連携の推進と新たな産業創出に向けた調査研究
ア、事業所訪問による連携情報の提供
イ、教育機関、研究機関及び行政との懇談会など産学官連携の推進
 - ④ 市内各工業クラブ等との連携強化のための情報交換会等の開催
 - ⑤ 資源・エネルギー循環型のまちづくりへ向けた調査研究
ア、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりについての調査研究
イ、地域のバイオマスを活用した産業創出について
 - ⑥ 雇用、労働、人材に関する情報収集とインターネットを活用した情報提供
 - ⑦ その他工業振興に関する事業
- (4) 観光部会
 - ① 一関市・平泉町観光地域づくり日本版DMOへの協力・支援
 - ② 観光客集客事業への協力、支援
ア、平泉の世界文化遺産登録9周年及び平泉世界遺産の日関連イベント(平泉世界遺産祭2020等)への協力・支援

- イ、「平泉ナンバー」「平泉の日」の普及促進とその活用に向けた取り組み
- ウ、全国もちフェスティバル(4月)、全国地ビールフェスティバル(8月)、一関・平泉バルーンフェスティバル(10月)への協力・支援
- エ、**一ノ関駅・東北本線（一ノ関一盛岡間）開業130周年記念イベントへの協力・支援（新）**
オ、伊達な広域観光推進協議会への参加
- ③ 各地域での夏まつり及びイベント事業への協力・支援
ア、一関地域：一関春まつり、一関夏まつり、福の市、一関はしご酒、新春餅つき大会他
イ、花泉地域：花泉夏まつり、花泉互市他
ウ、大東地域：一関市大東大原水かけ祭り、沼沢水晶あんどん祭り他
エ、千厩地域：千厩夏まつり、せんまやひなまつり他
オ、東山地域：唐梅館絵巻、げいび賑わい祭り他
カ、室根地域：室根山山開き、むろね七夕まつり、むろね夏まつり他
キ、川崎地域：かわさき夏まつり花火大会他
ク、藤沢地域：藤沢野焼祭、館ヶ森風祭り他
- ④ 訪日外国人観光客への対応に向けた調査研究
- ⑤ 地域資源を活用した観光開発に向けた視察研修及びセミナー
- ⑥ 行政との懇談会の開催
- ⑦ 物産と観光展への協力・支援
- ⑧ その他観光振興に関する事業
- (5) サービス部会
 - ① 部会員事業所相互の情報交換会等の実施
ア、部会員事業所の視察を実施し独自のサービス・経営理念について学ぶ
イ、部会員相互の情報交換会並びに親睦会の開催
 - ② 地域資源の視察研修の実施（7月）
ア、管内の視察研修を実施し、地域資源や自然・歴史を学ぶ
 - ③ 講習会・講演会の開催
ア、「健康管理」に関すること（11月）
イ、テーマ「経営、接客、接客」に関すること（2月）
 - ④ 訪日外国人観光客への対応に向けた調査研究
 - ⑤ 雇用の場の確保について
- (6) 金融理財部会
 - ① 講演会の開催
 - ② 事業承継に関する個別支援
 - ③ 地方創生としてのまち・ひと・しごとへの支援
ア、創業支援
イ、観光振興支援
ウ、空き店舗・空き家の活用・対策支援
エ、6次産業化の調査研究
 - ④ 消費税率引上げに伴う消費税軽減税率対策に資する経営力強化支援
 - ⑤ 一関市共通ポイントの花カード事業への支援・協力
 - ⑥ 市及び県の融資制度の普及と活用促進
 - ⑦ 県信用保証協会制度の普及と活用促進
 - ⑧ 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）制度の普及と活用促進
 - ⑨ 経営安定特別相談室の運営に対する支援・協力
 - ⑩ 中小企業PL保険制度並びに休業補償プランの普及と加入促進
 - ⑪ 個人情報漏えい賠償責任保険制度の普及と加入促進
 - ⑫ 一関商工会議所メンバーズローンの普及と活用促進

クールビズ実施のお知らせ

当所では夏の軽装(クールビズ)を下記の期間実施いたします。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

実施期間 6月1日(月)から9月30日(水)まで

お越しの際には、軽装にてご来所されますようよろしくお願いいたします。

※ただし、気温・室温等に応じて、ジャケット等の着用を妨げるものではありません。

一関市ふるさと応援寄附返礼品募集のお知らせ

ふるさと応援寄附(ふるさと納税)の返礼品を、随時募集しています。

○募集内容・応募方法など

市のホームページをご覧ください。か、一般社団法人世界遺産平泉・一関DMO(TEL 34-5345)または市いきがいづくり課(TEL 21-8852)にお問い合わせください。

3月26日に開催を予定しておりました第131回通常議員総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束をみない状況を受け、開催を中止しました。

議員総会に提案予定としておりました事業計画につきましては、6月開催予定の議員総会において、定例の議案とあわせて追認をお願いすることと致しました。また、令和2年度の予算につきましては、4月1日に開催された正副会頭会議において協議の上、暫定予算として執行しております。

令和2年度 一関商工会議所事業計画

I 重点事業

1. 総合経済団体としての役割

- (1) 中東北の中核都市を標榜する一関市の総合経済団体として、国、県及び市が取り組むべき施策への積極的な提言
- (2) 国際リニアコライダー誘致に向けた取り組みの推進
- (3) 海外との経済交流の推進
- (4) 中東北の経済団体とのネットワークの構築

2. 後継者、人材、人員の確保と育成

- (1) 後継者の確保と育成
 - ① 事業承継相談窓口の運営
 - ② 後継者の確保と育成事業の実施
- (2) 人材の確保と育成
 - ① ものづくり人材の育成と確保事業の実施
 - ② 新規学卒者等の地元定着にむけた事業の実施
 - ③ 女性の人材育成と起業対策の推進
 - ④ ジョブカフェ一関と連携した雇用確保対策事業の実施
 - ⑤ 国との人的交流を通じた企画・立案能力の向上対策事業
- (3) 人員の確保育成
 - ① 移住・定住対策の推進
 - ② 海外からの人員確保対策の支援
- (4) 労働環境の整備
 - ① 働き方改革に関する取り組みの推進

3. 地域づくり活動の推進（商工業の改善発達と福祉の増進）

- (1) 一関市まちづくりグランドデザインの推進
- (2) SDGsの取り組みに向けた調査・研究（新）

(3) 商工業の振興

- ① 中心市街地活性化の推進
- ② 経営発達支援計画に基づく伴走型支援の推進（新）
- ③ ICTを活用した経営支援システムの調査・研究（新）
- ④ 地域商店街の賑わい創出に向けた取り組みの強化
- ⑤ 消費税インボイス制度（2023年10月）の導入に向けた対策の実施（新）
- ⑥ 小規模事業者の経営改善の推進
- ⑦ 地産外商活動の推進
- ⑧ 地元企業への支援対策

(4) 観光の振興

- ① 一関・平泉地域連携DMOによる観光地域づくり事業への取り組み支援
- ② 平泉の世界遺産を核とし地域資源を活かした観光振興
- ③ 平泉ナンバー及び平泉の日の普及促進とその活用に向けた取り組みの強化
- ④ インバウンド誘致に向けた取り組みの強化
- ⑤ 「一関市の新たな踊り創作」に向けた取り組みの推進

(5) 産業間の連携による産業振興

- ① 農商工連携による事業の創出に向けた取り組みの強化
- ② 新事業創出に向けた6次産業化の推進
- ③ 歴史的遺産を活かした地域ブランドの調査研究
- ④ いわて南牛やもち食等地域資源を活かしたブランド化の推進

(6) 資源・エネルギー循環型のまちづくりへ向けた調査研究

II 項目別事業

1. 組織強化事業

- (1) 組織強化及び財政基盤の確立
 - ① 会員の増強運動
 - ② 各種共済制度の加入促進
 - ③ ネットde記帳の推進
 - ④ 労働保険事務組合への加入促進
- (2) 会議等の開催
 - ① 正副会頭会議・常議員会・議員総会の開催
 - ② 正副会頭と地域運営協議会長懇談会の開催
 - ③ 役員・議員懇談会の開催
 - ④ 部会・委員会の開催
 - ⑤ 地域運営協議会の開催
 - ⑥ 会員交流会の開催
 - ⑦ 行政との懇談会の開催

2. 部会事業

- (1) 商業部会
 - ① 中心市街地活性化の推進及び地域にある商店街の賑わいの創出に向けた取り組みの強化（全体）
 - ア、一関市まちづくりグランドデザイン具現化に向けた取り組みの推進

イ、いちのせき賑わい「ど市」の魅力向上への取り組み推進

ウ、千厩まちば再生支援事業の推進

エ、「歴史の小道」等中心市街地の魅力向上への取り組みの推進

オ、顕彰碑修繕等の環境整備事業の推進

カ、一関地方産業まつり商工祭の街なか開催に向けた協力・支援

キ、空き店舗入居支援事業の推進

ク、中心市街地活性化基本計画策定に向けた調査研究「まちば公園」具現化に向けた取り組み

ケ、一関・千厩まちづくり会社への事業運営支援

② 地域の特性を活かした事業への協力・支援

一関地区：飲食スタンプラリー（一関はしご酒）、いちのせき賑わい「ど市」、いちのせき商業まつり、まちなか懇談会、錦町活性化への協力他

花泉地区：春・秋の互市、ふれあい商店街づくりイベント他

大東地区：大東グルメ祭り、元気市、賑わい市、砂鉄川川床まつり他

千厩地区：まちなか教室、千厩夜市、農商工まつり、連合売出し他

東山地区：唐梅 Oh! 天気まつり、どんこ市、東山 de うれし市他



アクサ生命

病気やケガに一生備えたい方も、特にガンが心配な方も、
必要な保障にあわせて保険をお選びいただけます。

あなたのため、 大切な人のために。



AXA-A1-1903-0444/9F7

アクサの医療保険シリーズ

短期入院や通院、最新の医療事情に
対応した一生の医療保険
医療治療保険(無解約払いもどし金型)

アクサの
一生保障の医療保険

スマート・ケア

持病のある方や、過去に
入院・手術をされた方へ
限定告知型終身医療保険
(無解約払戻金型)

アクサの
一生保障の医療保険
スマート・ケア
with You

変化するさまざまな
ガン治療に備えたい方へ
ガン治療保険
(無解約払いもどし金型)

アクサの
治療保障のガン保険
マイ・セラピー

高額になりがちな先進医療に備えたい方は、先進医療の特約をプラスできます。

先進医療 まるごと
サポート

先進医療給付特約(12) 限定告知型先進医療給付特約 ガン先進医療給付特約(12)
給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

●お引受けには所定の条件があります。本掲載商品をご検討の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」
「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度
でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 盛岡支社 一関営業所

〒021-0867 一関市駅前1 一関商工会議所 商工会館1階 TEL 0191-21-5165

編集後記

▶お花見もしないまま、桜が散ってしまいました。来年は外でお花見ができることを願って、今できる
ことを全力で取り組んでいきたいです。(佐々木)

▶新型コロナウイルスの影響で一関でもイベント中止が相次いでいます。家にいる時間も増え、ストレスが
溜まっている人もいるかと思います。おうち時間を工夫して新しいことに挑戦するという気持ちでこの
状況を跳ね返したいものです。(菅原 ゆ)